

【告示改正】一級建築士に係る受験資格・免許登録要件整理表

	改正前				改正後										
	指定科目 の単位数	建築実務 の経験年 数	建築士法 第14条	告示	受験資格			免許登録要件							
					指定科目 の単位数	新士法 第14条	新告示	指定科目 の単 位数	実務経験	新士法 第4条第2項	新告示				
大学・高等専門学校(本科+専攻科の卒業生)	60	2年以上	第一号	第740号	40	第一号	第751号	60	2年以上	第一号	第745号				
	50	3年以上	第五号	第745号				50	3年以上	第五号	第748号				
	40	4年以上	第五号					40	4年以上	第五号					
短期大学(修業3年以上) ^{※1}	50	3年以上	第二号	第741号				50	3年以上	第二号		第746号			
	40	4年以上	第五号	第745号				40	4年以上	第五号	第748号				
短期大学(修業2年以上) ^{※2} 、高等専門学校(本科のみの卒業生)	40	4年以上	第三号	第742号				40	4年以上	第三号	第747号				
専修学校	60	2年以上	第五号	第745号		第三号	第752号	60	2年以上	第五号	第748号				
	50	3年以上	第五号					50	3年以上	第五号					
	40	4年以上	第五号					40	4年以上	第五号					
各種学校(高等学校等を卒業した者を入学資格とする修業2年以上)	40	4年以上	第五号					40	4年以上	第五号					
職業能力開発総合大学校(総合課程卒業生)	60	2年以上	第五号		60			2年以上	第五号						
	50	3年以上	第五号		50			3年以上	第五号						
職業能力総合大学校(専門課程)、職業能力開発大学校(専門課程)、職業能力開発短期大学校	40	4年以上	第五号		40			4年以上	第五号						
二級建築士(建築設備士)		4年以上	第四号 (第五号)		(第745号)			—	第二号 (第三号)	(第752号)		—	4年以上	第四号 (第五号)	(第748号)

【告示改正】二級・木造建築士に係る受験資格・免許登録要件整理表

			改正前				改正後														
			指定科目の 単位数※1	建築実務の経 験年数	建築士法 第15条	告示	受験資格			資格付与											
							指定科目の 単位数()内 は必修科目 単位数	実務経験	新士法 第15条	告示	指定科目の単 位 数()内は必修科 目 単 位 数	実務経験	新士法 第4条第4項	告示							
大学、短期大学、高等専門学校			40(20)	0年	第一号	第743号	20(10)	0年	第一号	第753号	40(10)	0年	第一号	第749号							
			30(20)	1年以上	第三号	都道府県 告示					30(10)	1年以上	第三号	都道府県 告示							
			20(20)	2年以上	第三号						20(10)	2年以上	第三号								
職業能力開発総合大学校、能力開発大学校、 職業能力開発短期大学校			40(20)	0年	第三号	都道府県 告示	0年	第二号	都道府県 告示	40(10)	0年	第三号	都道府県 告示								
			30(20)	1年以上	第三号					30(10)	1年以上	第三号									
			20(20)	2年以上	第三号					20(10)	2年以上	第三号									
高等学校、中等教育学校			20(10)	3年以上	第二号	第744号	15(10)	1年以上	第一号	第753号	20(10)	2年以上	第二号	第750号							
			15(10)	4年以上	第三号	15(10)					3年以上	第三号									
専修学校	高等学校卒	修業2年以上		40(20)	0年	第三号	20(10)	0年	第二号	都道府県 告示	40(10)	0年	第三号	都道府県 告示							
				30(20)	1年以上	第三号					30(10)	1年以上	第三号								
				20(20)	2年以上	第三号					20(10)	2年以上	第三号								
	修業1年以上		20(10)	3年以上	第三号	20(10)					2年以上	第三号									
			中学校卒	修業2年以上		15(10)					4年以上	第三号	15(10)		3年以上	第三号					
	修業1年以上					10(10)					5年以上	第三号	10(10)		4年以上	第三号					
職業訓練 学校等			高等学校卒	修業3年以上		30(20)	1年以上	第三号	20(10)	0年	第二号	都道府県 告示	30(10)	1年以上	第三号	都道府県 告示					
	修業2年以上					20(20)	2年以上	第三号					20(10)	2年以上	第三号						
						修業1年以上		20(10)					3年以上	第三号	20(10)		2年以上	第三号			
	中学校卒	修業3年以上		20(10)	3年以上			第三号					20(10)	2年以上	第三号						
				修業2年以上		15(10)	4年以上	第三号					15(10)	3年以上	第三号						
						修業1年以上		10(10)					5年以上	第三号	10(10)		4年以上	第三号			
		修業3年以上		30(20)	1年以上			第三号					20(10)	0年	第二号		都道府県 告示	30(10)	1年以上	第三号	都道府県 告示
				修業2年以上		20(20)	2年以上	第三号										20(10)	2年以上	第三号	
						修業1年以上		20(10)										3年以上	第三号	20(10)	
中学校卒	修業3年以上		20(10)	3年以上	第三号			20(10)	2年以上	第三号											
			修業2年以上		15(10)	4年以上	第三号	15(10)	3年以上	第三号											
					修業1年以上		10(10)	5年以上	第三号	10(10)	4年以上	第三号									
学歴なし			—	7年以上			第四号	—	—	7年以上	第三号	—				0		7年以上	第四号	—	